

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 0 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

宿泊療養・自宅療養に関する留意事項等について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて、入院治療が必要な患者が増大した地域では、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和 2 年 3 月 1 日付け事務連絡）に基づき、無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という）の宿泊療養・自宅療養を開始している。宿泊療養・自宅療養（以下「宿泊療養等」という）に関する留意事項等について、下記のとおり取りまとめたため、内容をご了知いただくとともに、関係者への周知をお願いします。

記

- 自宅療養を行っている軽症者等へのフォローアップについては、「新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和 2 年 4 月 2 日付け事務連絡）に基づき、対応を行うよう要請しているところであるが、入院に当たって患者本人やその家族、受入先の医療機関等との調整を行っている間、自宅で待機している患者に対しても、都道府県等は当該事務連絡を参考に、健康状態の定期的な把握や相談体制の確保等、状況に応じて適切にフォローアップを実施すること。また、受診が必要な場合に早急に医療機関につなげる体制の確保を行い、症状の悪化等に迅速かつ適切に対応できるようにすること。
- なお、帰国者・接触者外来等で PCR 検査の検体採取を受けた方が、検査結果が判明するまでの間、自宅等で待機する場合は、感染防止対策等の自宅待機中の留意点や検査結

果のお知らせ方法、検査結果が陽性であった場合の今後の流れ等についても十分に説明すること。

- 自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについては、保健所等の業務負担軽減を図るとともに、医学的知見に基づいた対応を行うため、例えば、都道府県医師会等の都道府県単位の関係団体とも連携しつつ、地域の医師会や医療機関等へ協力を求め、又は、業務を委託することなどを積極的に検討すること。また、厚生労働省では、都道府県等が患者等へのフォローアップの業務委託を行う際の契約書のひな型を作成しているところであり、追ってご連絡する予定である。
- 軽症者等の宿泊療養等に関しては、一度入院して治療を行った後に症状が軽快した患者を対象として行う場合と、診察後に入院治療を経ずに宿泊療養等を行う場合がある。軽症者等の宿泊療養等を行う際には、入院治療後の症状が軽快した方を対象として宿泊療養等を開始するのか、そうであれば診察後入院治療を経ない宿泊療養等をいつから開始するのか、それとも、一度入院して治療を行った後に症状が軽快した患者を対象として行う場合と、診察後入院治療を経ない宿泊療養等を行う場合とを区別せずに宿泊療養等を開始するのかを、地域における患者の発生状況や受入れ医療機関の整備状況、宿泊施設やフォローアップ体制の整備状況等を踏まえて、対応方針を検討すること。

(参考)

- 「新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>
- 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(令和2年3月1日 厚生労働省HP)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
- 新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項(2020年2月28日 一般社団法人日本環境感染学会 HP)
<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikou.pdf>

以上